

答 申 第 9 4 号

平成 17 年 8 月 10 日

神 戸 市 長

矢 田 立 郎 様

神戸市情報公開審査会

会長 佐 伯 彰 洋

神戸市情報公開条例第 19 条の規定に基づく諮問について

(答 申)

平成 14 年 12 月 9 日付神建総庶第 314 号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「地図マーカー部の道路境界ブロックの取付工事がいつされたかがわかる資料（業者名も）」の公文書を保有していないことによる非公開決定に対する異議申立てについての諮問

別紙

答 申

1 審査会の結論

「別紙の地図マーカー部の道路境界ブロックの取付工事がいつされたかがわかる資料（業者名も）」の請求について、実施機関が請求の趣旨に該当する公文書を保有していないとして非公開とした決定には、理由がある。

2 異議申立ての趣旨

(1) 異議申立人(以下「申立人」という。)は、神戸市情報公開条例に基づいて、以下の公開請求を行った。

「別紙の地図マーカー部の道路境界ブロックの取付工事がいつされたかがわかる資料（業者名も）」

(2) 市長(以下「実施機関」という。)は、請求について、公文書を保有していないことによる非公開の決定(以下「本件決定」という。)を行った。

(3) これに対し、申立人は、本件決定を取り消し、不存在とされた文書の公開を求める異議申立て(以下「本件申立て」という。)を行った。

3 申立人の主張

申立人の主張を、平成 14 年 11 月 12 日付けの異議申立書(以下「申立書」という。)平成 17 年 5 月 24 日付けの意見書から要約すれば、概ね以下のとおりである。

都市計画事業によるものではないと断定しているが、断定するに足りる文書が存在しているように思われる。したがって、請求している文書はあるはずであり、公開を求める。

初めから請求する文書がなかったのか、決められた年数が経ち処分して不存在なのか、文書不存在の理由を明確にすることを求める。

4 実施機関の主張

実施機関の主張を、平成 15 年 1 月 24 日付けの非公開理由説明書、平成 17 年 5 月 27 日における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

当該箇所については、都市計画道路片山塩谷線として昭和 21 年 8 月に都市計画決定されたが事業化には至っておらず、また、過去に再開発事業、土地区画整理事業ともに実施された経緯がないことから、都市計画事業によるものではないと判断したものである。

当該箇所の工事については、約 30 年前(昭和 47 年頃)に行われたものと申立人から情報を得ているが、かなりの年数が経過しているため、建設局が施工したか判断できる文

書が存在しない。施工していたとしても公文書管理規程に基づく保存期間を経過しているため不存在である。

以上のことから、本件請求に対する文書が存在しないとして本件決定を行ったものである。

5 審査会の判断

(1) 本件申立てについて

本件の争点は、申立人が公開請求をした「別紙の地図マーカ一部の道路境界ブロックの取付工事がいつされたかがわかる資料（業者名も）」の存否である。

(2) 本件取付工事に係る資料の存否に関する実施機関からの事情聴取について

ア 道路境界ブロック取付けの経緯等について

実施機関によれば、争いとなっている道路境界ブロックが設置されている道路は、昭和 12 年に長田土地区画整理組合が設置した道路を神戸市が引き継ぎを受けて、道路認定、区域決定及び供用開始している道路である。

実施機関としては、申立人から約 30 年前に取り付けされたものと情報を得ているが、昭和 47 年頃の当時は市内の道路を 100%舗装しようとしていた時代であり、ブロックは舗装止めとして使用していたことが考えられる。

イ 本件請求資料の存否について

実施機関によれば、建設局が工事を施工していたと仮定した場合、作成もしくは取得される文書は、請負工事関係書類、単価契約工事関係書類、専決工事関係書類のいずれかにあたると考えられ、いずれも建設事務所で文書保存期間（5 年）内において保管されるべきものである。

上下水道・ガス等それぞれの事業者による工事の際に境界ブロックが設置されたものと仮定した場合、これに関連する文書については、道路占用掘削工事許可申請書、道路掘削跡復旧工事検査関係書類、道路占用掘削工事許可関係書類のいずれかにあたると考えられ、これらの文書も建設事務所で文書保存期間（5 年）内において保管されるべきものである。

実施機関によれば、都市計画総局では当該箇所について都市計画事業として工事施工していたとすれば、都市計画道路事業・土地区画整理事業・市街地再開発事業のいずれかであると考えられる。都市計画道路事業については、都市計画道路「片山塩谷線」として昭和 21 年 8 月に都市計画決定されているが、いまだ事業化に至っておらず、工事未着手のままとなっている。また、土地区画整理事業及び市街地再開発事業については、当該箇所を含めた周辺地域を事業区域に指定されたことはない。

実施機関としては、各関係部署が本件請求文書の検索を行ったが、発見できなかったことから文書は不存在との結論に至り、請求文書が当初からなかったのか、当

初は保管していたが、廃棄されたものかを判断することも不可能である。

(3) 事情聴取の結果について

審査会は、本件事情聴取において、当該箇所が都市計画事業の事業化がされていない区域であることを確認するとともに、文書は不存在との結論に至った実施機関の主張には合理的な理由があり、本件請求資料が存在していることを伺わせる事実を確認することはできなかった。

(4) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成 14 年 12 月 9 日	-	* 諮問書を受理
平成 15 年 1 月 24 日	-	* 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成 15 年 6 月 24 日	第 155 回審査会	* 審議
平成 15 年 11 月 10 日	第 164 回審査会	* 審議
平成 16 年 6 月 8 日	第 169 回審査会	* 審議
平成 17 年 1 月 11 日	第 175 回審査会	* 審議
平成 17 年 5 月 24 日	-	* 異議申立人から非公開理由説明書に対する意見書を受理
平成 17 年 5 月 27 日	第 179 回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由を聴取 * 審議
平成 17 年 7 月 19 日	第 180 回審査会	* 審議
平成 17 年 7 月 29 日	第 181 回審査会	* 審議